



令和8年3月27日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
人事課	人事管理対策監	入山	内線 2242 直通 058-272-1135 FAX 058-278-2533
商工労働政策課	管理調整監	市橋	内線 3611 直通 058-272-8351 FAX 058-271-6873

## 本県職員の処分について

県は、本県職員の処分を、令和8年3月27日付けで下記のとおり行いました。

記

### 1 酒気帯び運転事案

#### (1) 被処分者

現所属	職名	氏名	年齢・性別	処分の内容
計量検定所	主任技師	山名 豊	63歳・男性	懲戒免職

・根拠 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

・処分事由 令和8年2月8日午後4時頃から焼酎約800mlを飲酒し、同日午後8時頃に就寝した。翌9日午前5時頃に起床した後、アルコール検知器により呼気検査を実施したところ、アルコール濃度0.03mg/lが検出されたことを認識したにもかかわらず、午前9時30分から公務として下呂市内の施設においてはかりの検定を行うため、午前7時頃、各務原市の自宅から同施設へ向かうため自家用車を運転した。

同施設においてはかりの検定を行った後、帰路の途中で立ち寄った下呂市内のコンビニエンスストアの駐車場において、警察官による呼気検査の結果、基準値を超えるアルコール濃度0.40mg/lが検出された。

(2) 管理監督職員

上記事案に関し、当該職員を管理監督する立場にあった者に対して、管理監督責任に基づく措置を行った。

・懲戒処分以外の措置

措置の内容	対象者数
厳重注意（口頭）	1名

## 2 公務中の職員に対する飲酒行為の勧誘等事案

(1) 被処分者

現所属	職 級	年齢・性別	処分の内容
総務部	次長級	56歳・男性	減給10分の1 6月

・根 拠 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

・処 分 事 由 令和7年1月30日、公務として地域資源調査業務のため、恵那駅発の明知鉄道「じねんじょ列車」に乗車し、当該車内で提供されたじねんじょ料理を飲食していた職員に対し、被処分者自ら持参した日本酒を勧めた結果、当該職員は100～150ml飲酒することとなった。

また、令和7年11月27日、上記の飲酒を公務中の行為ではなかったことにするため、上記職員に対し、同年1月30日8時30分から14時00分までを年次休暇とする申請を行うよう指示した結果、当該職員は申請を行い、同日に年次休暇を取得していることとなった。

(2) 上記の飲酒職員

上記事案に関し、公務中に飲酒した職員に対し、注意等の措置を行った。

・懲戒処分以外の措置

措置の内容	対象者数
訓告	1名

### 3 欠勤事案

#### (1) 被処分者

現所属	職 級	年齢・性別	処分の内容
東濃県税事務所	課長補佐級	57歳・男性	減給10分の1 3月

・根 拠 地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

・処 分 事 由 令和7年1月から同年12月末までの間に正当な理由なく、少なくとも18日と8時間の勤務を欠いた。

また、令和6年1月から同年12月末までの間に正当な理由なく、少なくとも9日と10時間の勤務を欠いた。

#### (2) 管理監督職員

上記事案に関し、当該職員を管理監督する立場にあった者に対して、管理監督責任に基づく措置を行った。

・懲戒処分以外の措置

措置の内容	対象者数
厳重注意（文書）	3名

### 4 暴行事案

#### ○被処分者

現所属	職 級	年齢・性別	処分の内容
企業誘致課	主査級	49歳・男性	戒告

・根 拠 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

・処 分 事 由 令和7年7月22日午前7時40分頃、通勤のため、岐阜市内の河川管理道路を徒歩で通行中、自動車の運転者と口論となり、同車の窓越しに右手を差し入れ、同人の左頬を1回平手打ちした。